

「公衆送信権侵害」発信者情報開示請求事件：東京地裁令和1(ワ)11739・令和1年9月4日（民40部）判決〈請求認容〉

【キーワード】

ネット動画投稿サイト，著作権（公衆送信権）侵害，発信者情報開示義務（プロバイダ責任制限法4条1項）

【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，別紙発信者情報目録記載の情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案の概要】

1 本件は，原告が，インターネットの動画投稿サイトである「FC2動画」に，原告が著作権を有する別紙作品目録記載の動画（以下「本件作品」という。）の一部を，何者かが無断でアップロードしたことにより，原告の著作権（公衆送信権）が侵害されたことが明らかであるから，同アップロードをした者（以下「発信者」という。）への損害賠償請求権の行使等のために経由プロバイダである被告から発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるなどと主張して，被告に対し，特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき，被告が保有する別紙発信者情報目録記載の発信者情報の開示を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実又は文中掲記した証拠及び弁論の全趣旨により認定することができる事実。なお，本判決を通じ，証拠を摘示する場合には，特に断らない限り，枝番を含むものとする。）

(1) 当事者

ア 原告（株式会社東凛）（旧商号株式会社ディープス。平成24年3月2日商号変更）は，主にアダルトビデオの制作，販売を業とする株式会社である。原告は，「ディープス」なる標準文字商標の商標権者である（商標登録第5877279号）。

（甲1，6）

イ 被告（ニフティ株式会社）は，インターネットサービス等の電気通信事業を営む株式会社である。

(2) 本件作品

原告は，平成30年9月頃から，映画の著作物である本件作品を，原告のウェブサイトや有料配信サイト等において，DVDやダウンロード等の方法により，全国に販売している。（甲5，7）

(3) FC2動画

FC2動画は，メールアドレスがあれば，IDとパスワードを設定して会員

登録及びアカウントの作成をすることで、誰でも好きな動画を無料で投稿することができる、米国のFC2, Inc. (以下「FC2社」という。)の運営する動画投稿サイトである。

(4) 被告の保有する情報

別紙動画目録記載のIPアドレス（以下「本件IPアドレス」という。）は、被告が管理するものであり、被告は、本件IPアドレス及び同目録記載の投稿日時により特定されるインターネット接続サービスの契約者の情報（氏名又は名称、住所及び電子メールアドレス。以下「被告保有情報」という。）を保有している。

3 争点

- (1) 原告が本件作品の著作者であるか否か（争点1）
- (2) 原告が被告に対して被告保有情報の開示を請求し得るか否か（争点2）

【判 断】

1 争点1（原告が本件作品の著作者であるか否か）について

前記前提事実、証拠（甲4, 5, 7）及び弁論の全趣旨によれば、映画の著作物である本件作品のDVDのパッケージの裏面左下隅には「DEEP'S」の文字がそのロゴと共に表示され、その下に「制作・著作・受審/ディープス」と表示されていること、上記パッケージの画像は、原告が本件作品をダウンロードやストリーミング配信の方法で販売するウェブページにおいても表示されていること、「ディープス」は旧商号かつ登録商標であるが、原告は、これをレーベル名として用いてアダルトビデオ作品を全国的に流通・販売しており、AV業界ではそのことが広く知られていることが認められる。

被告は、「ディープス」が著作者名として表示されているとはいえないと主張するが、上記認定事実によれば、著作物である本件作品が公衆に提供又は提示される際に、原告の変名として周知の「ディープス」が著作者名として通常の方法により表示されているということができるので、原告は、本件作品の著作者と推定され、その推定を覆すに足りる証拠は存在しない。

2 争点2（原告が被告に対して被告保有情報の開示を請求し得るか否か）について

- (1) 前記前提事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成30年9月27日、発信者が、別紙動画目録記載のアカウント名を用いて、同目録記載の投稿日時（2018年9月24日午前零時1分54秒）に本件動画を本件ウェブページにアップロードしたことを発見した。発見時点における本件動画の再生回数は2万9967回であった。原告訴訟代理人がその後本件動画と本件作品を対比したところ、本件動画は、原告がDVD媒体や有料配信サイトにおける有料配信の方法で販売している本件作品の一部であり、画像を左右反転したものであることが判明した。（甲2～5, 7）

イ 原告が、平成30年11月19日、米国ネバダ連邦地方裁判所に対し、FC2社を相手方として、米国デジタルミレニアム著作権法に基づき、本件動画のアップロードに係るIPアドレス等発信者を特定するに十分な情報の開示を命じるよう申し立てたところ、同裁判所は、同月21日、上記開示を命じた。そこで、FC2社は、同年12月21日、原告に対し、本件IPアドレスを開示した。（甲8，9）

ウ 被告は、本件IPアドレス及び同目録記載の投稿日時により特定される被告保有情報を保有している。

(2) 前記(1)認定の事実によれば、発信者が平成30年9月24日午前零時1分54秒に本件作品の一部の抜粋である本件動画を本件ウェブページにアップロードして送信可能化したことにより、原告の本件作品に係る著作権（公衆送信権）が侵害されたことが明らかである。

また、FC2社が原告に開示した本件IPアドレスは、発信者が本件動画をアップロードした際のIPアドレスであることが認められるから、被告保有情報は、原告の上記公衆送信権の侵害に係る発信者情報に当たる。

そして、原告は、発信者に対して不法行為に基づく損害賠償等の請求をする予定であるというのであるから、そのために上記発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があると認められる。

したがって、原告は、被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき、被告保有情報の開示を請求することができる。

(3) これに対して、被告は、本件動画がFC2動画にアップロードされ、不特定多数の者が再生できる状態になっていたこと、本件作品の一部分を抜き出したものであることについて争うが、本件動画のアップロード画面（甲2の1・2）によれば、本件動画が実際にアップロードされて不特定多数の者が再生できる状態であったことは明らかであり、また、証拠（甲2～5，7）によれば、本件動画が本件作品の一部の抜粋であると認められることは前記判示のとおりである。

また、被告は、本件IPアドレスが本件動画のアップロードに使用されたものであること等が立証されていないと主張するが、FC2社は、原告から本件動画の掲載されたページのURLを示されてIPアドレス等発信者を特定するに十分な情報の開示を求められたのに対し、当該発信者を特定する情報として本件IPアドレスを開示しているのであるから、本件IPアドレスは本件動画のアップロードに使用されたものであると推認するのが相当であり、本件動画のアップロード時点で本件IPアドレスとは異なるIPアドレスが使用されたことをうかがわせる証拠は存在しない。

3 よって、原告の請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 裁判所はまず、原告が本件作品の著作者であるか否かについて、著作物である本件作品が公衆に提供又は提示される際には、原告の変名として周知の「ディープス」が著作者名として通常の方法で表示されているというから、原告は本件作品の著作者と推定される、と認定したのである。

2. 裁判所は次に、原告は被告に対し、被告保有情報の開示を請求できるか否かについては、それを裏付ける事実が認められるから、プロバイダ責任制限法4条1項に基づいて肯認したのである。

2.1 事実認定によれば、原告は平成30年9月27日に、発信者が別紙動画目録記載のアカウント名を用いて、同目録記載の投稿日時に本件動画を本件ウェブページにアップロードしたことを発見し、発見時点における本件動画の再生回数は2万9967回であったという。

そこで、原告訴訟代理人が、その後本件動画と本件作品とを対比したところ、本件動画は、原告がDVD媒体や有料配信サイトにおける有料配信方法で販売する本件作品の一部であり、画像を左右反転したものであることが判明した、と認定したのである。

2.2 原告は、平成30年11月19日に、米国ネバダ連邦地裁にFC2社を相手方として、米国法に基づき、本件動画のアップロードに係るIPアドレス等発信者を特定するに十分な情報開示を命じるよう申し立てしたところ、同裁判所は、11月21日に上記開示を命じたので、FC2社は12月21日に原告に対し本件IPアドレスを開示したのである。

2.3 他方、被告は本件IPアドレス及び同目録記載の投稿日時により特定された被告保有情報を保有しているのである。

3. そこで、裁判所は、発信者が特定の日時に本件作品の一部抜粋である本件動画の本件ウェブページにアップロードして送信可能化したことにより、原告の本件作品に係る著作権（公衆送信権）が侵害されたことは明らかであり、原告が発信者に対し不法行為に基づく損害賠償等の請求をする予定であるというから、そのために上記発信者情報の開示を受けるべき相当な理由がある、と認められると認定し、原告は被告に対しプロバイダ責任制限法4条1項に基づき、被告が保有する情報の開示、すなわち前記発信者名の開示を請求する権利を有する旨を判示したのである。

これに対し被告は反論しているが、裁判所は、本件IPアドレスでは本件動画のアップロードに使用されたものであると推認するのが相当である、と認定したのである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

[発信者情報目録]

別紙動画目録記載の投稿日時頃に、同目録記載の I P アドレスを使用してインターネットに接続していた者の下記情報
記

- ①氏名又は名称
- ②住所
- ③電子メールアドレス

[動画目録]

投稿先URL https:// 以下省略
投稿日時 2018/09/24 00:01:54
I P アドレス (省略)
アカウント名 ムラムラしてる, 性欲強めな女隊
表題 公開オナニーショーなんだかやりたくてムラムラしちゃう

[作品目録]

商品名

「ザ・マジックミラー 顔出し! 女子大生限定 徹底検証! リア友の素人大学生が2人っきりの密室内で初めての相互オナニー5 恋人にも見せたことのない公開オナニーで火照り出した友達を間近で見てしまった2人は友情よりも性欲を選びSEXをしてしまうのか? 人生初の真正中出しスペシャル! in 池袋」